

○管理者に事故があるときの職務代理者設置基準

〔 平成24年5月31日 〕
訓 令 第 1 号

（趣旨）

第1条 この訓令は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定に基づき、管理者に事故があるときに職務代理者を設置する場合における基準について定めるものとする。

（他の訓令の準用規定）

第2条 この訓令の施行に関し必要な事項は、市長に事故があるときの職務代理者設置基準（平成24年名寄市訓令第4号）を準用する。この場合において「市長」とあるのは「管理者」と読み替える。

附 則 （平成24年5月31日 訓令第1号）

この訓令は、平成24年6月1日から施行する。

